

お客様からの旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただき、旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。(なお、表でいう取消日とは、お客様が当社及び旅行業法で規定された「委託営業所」[以下「当社ら」といいます。]のそれぞれの営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。)

JR割引きっぷの取消料

(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)※連泊の場合は初泊日基準となります。

取消日 申込人数	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	当日 (旅行開始前)	旅行開始後 及び 無連絡不参加
1~14名	無料		20%			50%	100%	
15名以上	無料	20%				50%	100%	

宿泊プランの取消料※連泊の場合は初泊日基準とします。

平成20年度版 取消料 (出発日を含まず)	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日 の前日	当日 (旅行開始前)	旅行開始後及び 無連絡不参加
	20~6日前	5~4日前	3~2日前			
取 消 料 率	無料	申込人員15名以上	20%	20%	50%	100%
		申込人員14名以下	無料			
5/3~5/4の宿泊日		20%				
8/12~8/16の宿泊日		20%				
12/31~1/3の宿泊日	20%					

貸切バスプランの取消料

取消日	20~8日前	7~2日前	前日	当日 (旅行開始前)	旅行開始後 及び 無連絡不参加
取消料率	20%	30%	40%	50%	100%

また、お客様は次に掲げる場合においては上記の取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

- 契約内容が、第14項の別表左側1~9の重要な変更であるとき。
- 第7項(1)に基づいて旅行代金が増額改訂されたとき
- 当社がお客様に対し、第5項の期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(2) 旅行開始後

- お客様のご都合により途中で契約を解除又は一時離脱された場合及び旅行代金に含まれている旅行サービスの一部を、ご利用にならなかった場合も、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しいたします。